

## 甘楽町認定こども園設置運営事業者公募要項

当町では、現在3園ある町立幼稚園を統合し、町有地を活用した認定こども園を民設民営方式により設置及び運営する事業者を公募し、多様化する保育・幼児教育のニーズに対し必要なサービスの提供体制の充実を図るものです。

### 1 募集内容

保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金を活用し、町立3幼稚園を統合した認定こども園の創設を希望する設置運営事業者を募集します。

#### (1) 事業型・定員

幼保連携型、幼稚園型又は保育所型(以下、「認定こども園」という。)

定員:2号及び3号(163名～175名)、1号(21人～30人)

※別紙1「甘楽町立幼稚園の統合形態等について」参照

#### (2) 所在地

群馬県甘楽郡甘楽町大字小川字笹浦 328 番地1外

別紙2「造成計画平面図」を用いて、別紙3「旧甘楽一中跡地利用計画図案」を参考に認定こども園の整備計画平面図を作成してください。なお、別紙2「造成計画平面図」のCADデータは公募予定事業者へ無償提供します。

面積:約4,500m<sup>2</sup>

地目:学校用地

※認定こども園の事業の用に供する土地は無償貸付します。

※貸付面積は、事業者選定後に事業者と町が協議のうえ決定します。

※使用期間は、10年ごとに更新します。

※使用料は、「甘楽町有財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例(昭和39年4月1日条例第16号)第4条の規定に基づき無償とし、期間は契約締結後、開園の日から10年間とします。その後は、契約の見直しを協議することとします。

※土地に対する抵当権等の権利設定はできないものとします。

※当該土地の維持管理のために要する費用、その他の必要諸経費は事業者の負担とします。

※埋蔵文化財調査及び粗造成工事は、町が実施します。

※上記のほか当該土地に関して必要な事項は別途協議します。

#### (3) 開園の時期

令和4年(2022年)4月1日を予定

### 2 募集資格・条件

(1) 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び学校教育法等の認定こども園に関

する条文を熟知するとともに、甘楽町の保育・幼児教育及び子育て支援策を理解し、運営において積極的に協力を行うことができる事業者であること。

- (2) 教育・保育事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有し、継続的に安定した事業運営ができること。
- (3) 資金計画及び事業計画が確実であり、事業者が施設整備等に要する自己資金に係る負担が確実に行えること。
- (4) 事業者が現に運営している施設について、所管庁の直近の監査・実地指導において重大な文書指摘を受けていないこと。
- (5) 事業者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 甘楽町暴力団排除条例(平成 24 年 3 月 16 日条例第 1 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下、暴力団員という。)でない者又は同条第 1 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接に関係を有しない者であること。

### 3 施設整備に関する条件

施設整備及び設備の基準については、建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)、消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)、児童福祉法(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)、群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年 10 月 17 日条例第 61 号)、群馬県認定こども園の認定基準に関する条例(平成 18 年 12 月 27 日条例第 59 号)に定める基準を満たす必要があるほか、次の事項について留意すること。

- (1) 施設整備に係る施工業者選定については、一般競争入札に付するなど本町が行う契約手続きの取り扱いに準拠して行うこと。
- (2) 建設に当っては、子どもの安全確保、シックハウス、ユニバーサルデザイン等に関して十分に配慮を行うこと。
- (3) 建設計画が近隣住民等に理解されるよう、自治会に説明を行うとともに、近隣住民等への十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。

### 4 運営に関する条件

認定こども園の運営については、児童福祉法、群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例、群馬県認定こども園の認定基準に関する条例に定める基準を満たす必要があるほか、次の事項について留意すること。

- (1) 開園時間は、最低限次のとおり設定し、保護者ニーズにあった開園時間とすること。

教育標準時間:8:30~14:00(延長~17:00)

保育標準時間:7:30~18:30

保育短時間: 8:30~16:30(延長~18:30)

- (2) 休園日は、土日祝、県民の日及び年末年始(12 月 29 日~1 月 3 日)を基本とし、保護

- 者ニーズにあった休園日とすること。
- (3) 受け入れる児童は、0歳児から5歳児まで(生後6か月から満6歳に達した日以降最初の3月31日まで)の児童とします。
  - (4) 3歳児以上の給食については、町学校給食センターから町の負担により配送します。3歳未満児の給食については、自園給食を実施し提供することとし、保護者から給食費の徴収は行わないこと。
  - (5) 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育や保育を実施すること。
  - (6) 町職員(幼稚園教諭・保育士)を園児や保護者への影響に配慮した円滑な引き継ぎを行うため、認定こども園担当として配置します。配置人数や期間は、別途協議し決定することとし、これに係る費用は町が負担します。
  - (7) 町立幼稚園に現在勤務している臨時採用の幼稚園教諭等が、統合後の認定こども園での就労を希望する場合は、積極的にその採用に努めること。
  - (8) 保護者の自家用車による送迎時の駐車場の必要面積については、別途協議します。
  - (9) 保護者との懇談を適宜開催し、保護者ニーズを把握するとともに保護者の要望に対しては誠意を持って対応すること。また、苦情解決については、関係法令等の定めによって体制を整備し、これを適切に運用すること。
  - (10) 町の産業振興を図る観点から、町内業者の積極的な採用に努めること。
  - (11) 認定こども園の名称については、町と協議し決定すること。

## 5 整備に係る補助

### (1) 補助金の申請及び交付決定

整備に係る補助金については、本公募に選定された事業者が行う整備事業に対し、本町における予算成立後予算範囲内において交付決定を行います。補助金は、国の保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の活用を予定しています。

### (2) 補助金の交付

補助金の交付は、整備事業終了後、実績報告書の提出により適正と認められた後に一括交付します。

### (3) 補助金割合

補助対象金額の $\frac{3}{4}$ (国 $\frac{2}{4}$ 、町 $\frac{1}{4}$ )

### (4) その他留意事項

補助金の対象経費は、国庫補助金等の交付の内示がされた日以降の契約等を対象とします。

## 6 提出書類

提出書類は、別紙4「提出書類一覧表」のとおりです。

提出は、別紙提出書類一覧表のインデックス記号ごとにA4サイズでファイルに綴じて提出してください。提出部数は、原本1部、写し10部、計11部提出してください。なお、ファイルに綴じるのは原本のみで結構です。

(ただし、審査にあたっては、追加資料の提出を求めることがあります。)

## 7 事業者の選定

### (1) 事業者の選定方法

甘楽町認定こども園設置運営事業者選考に係るプロポーザル選定委員会(以下、「委員会」という。)において、別紙5「甘楽町認定こども園設置運営事業者選定審査基準表」に基づき書類審査及びヒアリング審査を実施し、最も配点の高い事業者を選定します。

応募者へのヒアリングは令和2年5月下旬を予定しており、時間等詳細は後日お知らせします。なお、ヒアリングの際には、応募者によるプレゼンテーションを行っていただきます。ヒアリングには、代表者、当該事業担当者及び会計担当者の3名で出席してください。

### (2) 選定結果と公表

事業者の決定は、令和2年5月下旬を予定しており、選定結果は公募法人等に文書で通知します。電話等による問い合わせには応じません。決定事業者名等については公表を行います。

## 8 公募要項の配布等

### (1) 公募要項等の配布場所

甘楽町ホームページでダウンロードするか次の場所で配布します。

ホームページアドレス:<http://www.town.kanra.lg.jp/>

配布場所: 〒370-2202 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 183 番地

甘楽町教育委員会 学校教育課

電話:0274-74-3131(代表者) FAX:0274-74-4685

### (2) 配布期間

令和2年2月4日(火)から令和2年3月26日(木)まで

(土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

### (3) 公募に関する質問の受付

受付期間:令和2年2月4日(火)から令和2年4月24日(金)午後3時まで

受付方法:様式1「質問票」に記入のうえ、甘楽町教育委員会学校教育課へFAXで送信してください。なお、送信した旨を電話にて必ずご連絡ください。

回答方法:質問者に対してのみFAXにより回答します。

### (4) 公募申込書類の受付期間及び提出方法等

受付期間:令和2年3月26日(木)から令和2年5月12日(火)まで

(土・日・祝日を除く、午前9時から午後4時まで)

提出先: 8(1)に同じ

提出方法: 上記提出先へ直接持参してください。

## 9 選定及び整備スケジュール

内 容	期 間(時期)
公募要項の配布	令和2年2月4日～3月26日
質問受付	令和2年2月4日～4月24日
質問に対する回答	質問受付後、質問者へ FAX により1週間を目途に回答する予定
公募申込書類提出	令和2年3月26日～5月12日
ヒアリング審査(選定委員会)	令和2年5月下旬
選定結果の通知	ヒアリング実施後、1週間を目途に通知
関係法令の許認可手続き	令和2年6月～10月
整備補助金事前協議	令和2年10月2日
整備補助金交付申請	令和2年11月上旬
施設整備	整備補助金交付内示後から令和4年3月上旬まで

注記: 都合により日程等が変更になる場合があります。

## 10 その他

応募者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外又は失格とします。

- (1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や町のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合は、選定を取り消す場合がある。
- (2) 応募資格のない者又は応募資格を取り消された者が応募した場合の応募は無効となる。
- (3) 本公募による選定が定員数までの児童の利用を保証するものではない。
- (4) 開園予定日に園児の教育・保育を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害は事業者が負担すること。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) 応募のために支出した費用等については、町は補填しないものとする。
- (7) 上記以外にも、いくつかの条件等を決定事業者に指示することがあります。
- (8) 本公募要項の定義などは、甘楽町の解釈によるものとする。

## 11 公募に関するお問い合わせ先

住所: 〒370-2202 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡183番地

部署: 甘楽町教育委員会学校教育課学校教育係

電話: 0274-74-3131(代表)

FAX: 0274-74-4685 電子メールアドレス: kyouiku-k@town.kanra.lg.jp